

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

附則第8条中「前2条」を「前3条」に、「又は市長」を「、市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに市長」を「、市長」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第9条とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

第8条 第7条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第7条第3項の表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。